

平成20年 6 月30日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 8309 東証第一部)

優先株式の転換及び普通株式の売出しによる公的資金の返済 並びに自己株式の取得枠設定について

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の国内市場及び海外市場における売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

本売出しは、平成20年 4 月15日にお知らせいたしました「公的資金（優先株式）の返済について」にかかるものであり、今後、預金保険機構の承認が得られることを前提に、株式会社整理回収機構に引き受けていただいている当社第三種優先株式133,281,250株（当初発行価額ベース2,132.5億円相当）のうち47,812,500株（当初発行価額ベース765億円相当）を普通株式に転換（取得請求権の行使に対する当社普通株式の交付によります。）し、市場売却（売出し）していただくことにより、公的資金を返済するものです。

また、かかる売出しとともに、自己株式を取得する方法による公的資金の返済についても、株式会社整理回収機構を通じて預金保険機構に対し申出を行う予定であり、当社は、当該取締役会において、下記のとおり、自己株式の取得枠設定についても決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

一．株式の売出し

1．売出株式の種類

当社普通株式

2．売出数

170,000,000株

（国内売出し110,500,000株、海外売出し59,500,000株を目処とし、最終的な国内売出しの売出数及び海外売出しの売出数は、需要状況等を勘案した上で、下記 4．記載の売出価格等決定日に上記売出数の範囲内で下記 3．記載の売出人が決定します。）

3．売出人

株式会社整理回収機構

このお知らせは、当社優先株式の転換及び普通株式の売出し並びに自己株式の取得枠設定について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。

4. 売出価格

未定（平成20年7月14日（月）から平成20年7月17日（木）までのいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定されます。）

なお、売出価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所市場第一部の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として提示し、当該仮条件をもとに需要状況等を勘案した上で、ジョイント・グローバル・コーディネーター（大和証券エスエムビーシー株式会社、Goldman Sachs International及び日興シティグループ証券株式会社）と協議の後、売出人が決定します。

5. 売出方法

(1) 国内売出し

国内市場における売出しについては、以下の引受人による買取引受けとします。

大和証券エスエムビーシー株式会社
日興シティグループ証券株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社
新光証券株式会社
岡三証券株式会社
東海東京証券株式会社
三菱ＵＦＪ証券株式会社
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社
藍澤証券株式会社
水戸証券株式会社
極東証券株式会社
松井証券株式会社

(2) 海外売出し

海外市場における売出し（但し、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する私募のみとします。）については、以下の引受人による買取引受けとします。

Goldman Sachs International
Citigroup Global Markets Limited
Daiwa Securities SMBC Europe Limited
Morgan Stanley & Co. International plc
UBS Limited
Deutsche Bank AG, London Branch
Merrill Lynch International
BNP Paribas
J.P.Morgan Securities Ltd.
Lehman Brothers International(Europe)

このお知らせは、当社優先株式の転換及び普通株式の売出し並びに自己株式の取得枠設定について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。

6. 申込期間

国内売出しの申込期間は、売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日までとします。

7. 受渡期日

受渡期日は、売出価格等決定日の4営業日後の日とします。

8. 申込証拠金

1株につき売出価格と同一金額とします。

9. 申込株数単位

1,000株

10. 本売出しに関し、平成20年6月30日に有価証券通知書及び臨時報告書を提出しております。

自己株式の取得枠設定

1. 自己株式の取得枠の設定を行う理由

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づき、株式会社整理回収機構が保有する当社優先株式の買入等を行うため、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第51条の定めに基づく同法第156条第1項の規定による自己株式の取得枠を設定するものであります。

2. 取得枠の内容

平成20年6月30日付取締役会決議に基づく自己株式の取得枠の内容

(1) 取得株式の種類

第三種優先株式

(2) 取得株式の数

85,468,750株（上限）

(3) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額

1,800億円（上限）

(4) 取得期間

平成20年7月2日から平成20年7月4日まで

具体的な自己株式の取得内容については、上記取得枠の範囲内で、当社普通株式の株価等に基づいて、別途決定いたします。なお、直前取引日である平成20年6月27日（金）の当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における終値631円を前提とした場合、自己株式の取得規模は、取得株数62,000,000株程度、取得金額1,400億円程度となることを想定しておりますが、当社普通株式の株価の動向により、取得規模は取得株数、取得金額ともに変動いたします。

以 上

このお知らせは、当社優先株式の転換及び普通株式の売出し並びに自己株式の取得枠設定について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。

(ご参考)

1. 売出人は保有している当社第三種優先株式47,812,500株の取得請求権の行使により当社が交付する普通株式170,000,000株全部につき、上記____.株式の売出し記載の売出しを行います。

なお、当社は上記取得請求権の行使により取得する当社第三種優先株式47,812,500株全てを、その取得日において消却する予定です。

2. 当社は、上記____.自己株式の取得枠設定記載の取得枠の範囲内で、同記載の取得期間内に、株式会社整理回収機構を通じて預金保険機構に買受の申出を行い、その承認を得た上で、株式会社整理回収機構より当社第三種優先株式を取得する予定であります。

また、取得した優先株式については、その取得日において消却する予定です。

公的資金（優先株式）の概要（平成20年6月30日現在）

名称	第二種優先株式	第三種優先株式
当初発行株数	93,750,000 株	156,406,250 株
当初発行総額	1,500 億円	2,502.5 億円
残存株数	93,750,000 株	133,281,250 株
現在の残高（注）	1,500 億円	2,132.5 億円
発行価額	1 株について 1,600 円	1 株について 1,600 円
残余財産の分配	1 株について 1,600 円	1 株について 1,600 円
転換価格	450 円	450 円
転換価格の修正条項	下方修正のみ	下方修正のみ
期中下限転換価格	450 円	450 円
転換価格の修正日	平成 20 年 8 月 1 日までの毎年 8 月 1 日	平成 20 年 8 月 1 日までの毎年 8 月 1 日
転換請求期間	平成 21 年 7 月 31 日まで	平成 21 年 7 月 31 日まで
一斉転換日	平成 21 年 8 月 1 日	平成 21 年 8 月 1 日
一斉転換時の転換価格	一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値。下限価格は 400 円。	一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値。下限価格は 400 円。

（注）当初発行価額ベース

このお知らせは、当社優先株式の転換及び普通株式の売出し並びに自己株式の取得枠設定について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本売出しに応募される際は、必ず当社が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集のために証券の登録を行うことを予定しておりません。